

教育委員会定例会事項書

平成30年11月9日（金）

13:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 原田委員

2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

3 議題

議案第 27 号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 28 号 平成30年度三重県一般会計補正予算（第1号）について

議案第 29 号 損害賠償の額の決定及び和解について

4 報告題

報告 1 児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

報告 2 平成31年度三重県立学校実習助手採用選考試験の実施について

報告 3 平成30年度三重県学校保健功労者表彰について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

平成30年10月22日(月)

開会 13時30分

閉会 14時16分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、岩崎委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 岩崎委員

4 採択議案の件名

議案第25号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について

議案第26号 職員の懲戒処分について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

該当なし

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第27号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

平成30年11月9日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1970. The first two were collected from the same place, and the last two from another place.

The first two specimens were collected from the same place, and the last two from another place.

The first two specimens were collected from the same place, and the last two from another place.

The first two specimens were collected from the same place, and the last two from another place.

Specimen 1000

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「及び中等教育学校の前期課程第三学年」を「中等教育学校の前期課程第二学年及び特別支援学校の中学校第三学年」に改める。

第四条第一項第一号中「及び中等教育学校」を「中等教育学校及び特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県高等学校等修学奨学生の貸与に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正内容

奨学生になることの予約（以下「採用の予約」という。）を受けることができる者の対象に、特別支援学校の中学校部第3学年の生徒を加える。

2 改正理由

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は高等専門学校に進学予定の特別支援学校中学部の生徒が、採用の予約の申請を行うことができるようとするため。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

○三重県高等学校等修学奨学生の貸与に関する規則の一部を改正する三重県教育委員会規則案新旧対照表

改 正 案	現 行
(採用の予約)	(採用の予約)
第二条の二 中学校の第三学年(義務教育学校の第九学年、中等教育学校の前期課程第三学年及び特別支援学校の中学校第三学年を含む。)に在学中の者は、奨学生(修学奨学生を受けて高等学校等に在学する者をいう。以下同じ。)になることの予約(以下「採用の予約」という。)を受けることができる。	第二条の二 中学校の第三学年(義務教育学校の第九学年及び中等教育学校の前期課程第三学年を含む。)に在学中の者は、既学生(修学奨学生を受けて高等学校等に在学する者をいう。以下同じ。)になることの予約(以下「採用の予約」という。)を受けることができる。
(貸与及び採用の予約の申請手続)	(貸与及び採用の予約の申請手続)
第四条 修学奨学生の貸与又は採用の予約を受けようとする者は、保護者及び連帯保証人の連署した三重県高等学校等修学奨学生申込書(第一号様式)に次に掲げる書類その他教育長が必要と認める書類を添えて、教育長に申請しなければならない。 一 高等学校等又は中学校(義務教育学校)中等教育学校及び特別支援学校を含む。以下同じ。)の在学証明書(第二号様式) 2 一~三 (略) 2 (略)	第四条 修学奨学生の貸与又は採用の予約を受けようとする者は、保護者及び連帯保証人の連署した三重県高等学校等修学奨学生申込書(第一号様式)に次に掲げる書類その他教育長が必要と認める書類を添えて、教育長に申請しなければならない。 一 高等学校等又は中学校(義務教育学校及び中等教育学校を含む。以下同じ。)の在学証明書(第二号様式) 2 一~三 (略) 2 (略)

三重県高等学校等修学奨学金制度について

1 制度主旨
勉学意欲がありながら経済的な理由により、高等学校等における修学が困難な生徒に対して、無利子の三重県高等学校等修学奨学金を貸与しています。

2 事業概要

(1) 対象者

保護者が三重県内に住所を有する高等学校又は高等専門学校の生徒で、世帯所得の合計が基準額以下である世帯に属する等の基準を満たす者。

(2) 貸与額

種類	区分	貸与額
修学費 (月額)	国公立	8,000円、13,000円、18,000円又は23,000円
	私立	20,000円、25,000円、30,000円又は35,000円
修学支度費 (入学時一時金)	国公立	40,000円又は80,000円
	私立	50,000円又は100,000円

*修学費、修学支度費のいずれか一方のみの利用も可能

(3) 採用方法

通常採用：高等学校等の在学生を対象にした採用。

緊急採用：高等学校等の在学生を対象にした採用（失業など家計が急変した場合等）。

予約採用：中学校3年生を対象にした採用。（高等学校等入学前に採用を内定し、高等学校等への入学により正式に採用する。）

(4) 返還

高等学校等卒業後、半年を経過した日から、修学費、修学支度費とともに原則として12年以内に月賦により返還。

(5) 据置・猶予

高等学校等を卒業後、半年間は自動的に返還が据え置かれる。

また、大学に在学するなど返還を猶予することが適当であると認められるときは、返還の猶予を受けることができる。

報告 1

平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省調査）及び平成 30 年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）の結果について

平成 29 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省調査）及び平成 30 年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」（県教育委員会調査）の結果について、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 11 月 9 日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

I 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（概要）について（文部科学省調査）

1. 調査の趣旨

本調査は、文部科学省が児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実を図るために実施しているものです。

2. 調査の概要

※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含まれています。

(1) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】 (単位:件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
小学校	174	268	425	354	323	▲31
中学校	598	525	379	431	390	▲41
高等学校	128	113	97	87	80	▲7
計	900	906	901	872	793	▲79

【全国【国公私立】及び三重県【公立】の1,000人あたりの暴力行為発生件数】

(単位:件)

校種		H28	H29	H29-H28
小学校	三重県【公立】	3.7	3.4	▲0.3
	全国【国公私立】	3.5	4.4	0.9
中学校	三重県【公立】	8.8	8.2	▲0.6
	全国【国公私立】	8.8	8.5	▲0.3
高等学校	三重県【公立】	2.1	2.0	▲0.1
	全国【国公私立】	1.8	1.8	0
合計	三重県【公立】	4.7	4.3	▲0.4
	全国【国公私立】	4.4	4.8	0.4

- ・ 全国の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、小学校では増加、中学校では減少、高等学校では横ばいとなっています。
- ・ 本県の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、全ての校種で減少し、全国と比較すると、小中学校で下回り、高等学校は上回っています。
- ・ 本県では、全ての校種で減少しているものの、小中学校では衝動的なものや自分の感情をコントロールすることが難しく暴力行為におよぶ割合が増加しています。また、小学校では複数回暴力行為におよぶ児童が増加しています。

(2) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

(単位：件)

	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
小学校	621	536	871	1,766	1,470	▲296
中学校	529	310	504	673	600	▲73
高等学校	54	61	125	158	131	▲27
特別支援学校	5	3	10	9	18	9
計	1,209	910	1,510	2,606	2,219	▲387

【全国【国公私立】及び三重県【公立】の1,000人あたりのいじめの認知件数】

(単位：件)

校種		H28	H29	H29-H28
小学校	三重県【公立】	18.5	15.6	▲2.9
	全国【国公私立】	36.6	49.1	12.6
中学校	三重県【公立】	13.8	12.6	▲1.2
	全国【国公私立】	20.8	24.0	3.2
高等学校	三重県【公立】	3.8	3.2	▲0.6
	全国【国公私立】	3.7	4.3	0.6
特別支援学校	三重県【公立】	5.8	10.9	5.1
	全国【国公私立】	12.4	14.5	2.1
合計	三重県【公立】	13.9	12.0	▲1.9
	全国【国公私立】	23.8	30.9	7.1

【全国【国公私立】及び三重県【公立】のいじめの解消率】

(単位：%)

	H28	H29	H29-H28
三重県【公立】	91.4	83.9	▲7.5
全国【国公私立】	90.5	85.8	▲4.7

- ・ 全国の1,000人あたりのいじめの認知件数は、全ての校種で増加していますが、本県では小中学校、高等学校で減少しています。特に、小学校で296件減少しています。
- ・ 本県の1,000人あたりのいじめの認知件数は、全国と比較すると、全ての校種で下回っています。
- ・ 本県では、いじめの態様として、全ての校種で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっています。
- ・ 平成29年度の解消率は85.8%と減少していますが、平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」(文部科学省)が改定され、いじめの解消は被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとされたため、1月から3月に認知したいじめは年度内に解消したことを確認できないことによるものです。県独自に平成30年6月末での解消状況を調査したところ94.9%が解消しています。

(3) 不登校

【不登校児童生徒数（小中学校）】

(単位:人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
小学校	489	456	443	545	566	21
中学校	1,336	1,447	1,478	1,486	1,549	63
計	1,825	1,903	1,921	2,031	2,115	84

【不登校生徒数（高等学校）】

(単位:人)

課程	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
全日制	440	357	371	334	343	9
定時制	406	229	213	219	195	▲24
計	846	586	584	553	538	▲15

【全国【国公私立】及び三重県【公立】の1,000人あたりの不登校児童生徒数】

(単位:人)

校種		H28	H29	H29-H28
小学校	三重県【公立】	5.7	6.0	0.3
	全国【国公私立】	4.7	5.4	0.7
中学校	三重県【公立】	30.5	32.5	2.0
	全国【国公私立】	30.1	32.5	2.4
合計	三重県【公立】	14.1	14.9	0.8
	全国【国公私立】	13.5	14.7	1.2
高等学校	三重県【公立】	14.2	14.1	▲0.1
	全国【国公私立】	14.6	15.1	0.5

※ 不登校児童生徒数においては、小中高の合計は全国の調査結果にありません。

- ・ 全国の1,000人あたりの不登校児童生徒数は、全ての校種で増加しています。本県では小中学校で増加傾向、高等学校では減少傾向となっています。
- ・ 本県の1,000人あたりの不登校児童生徒数は、全国と比較すると、小学校で上回り、中学校で同数、高等学校では下回っています。
- ・ 本県では、全ての校種で、不登校の要因として、家庭の生活環境の急激な変化等、家庭に係る状況が主な要因となっています。また、中学校では、友人関係をめぐる問題や学業の不振が大きな要因となり、1年生で急増し、3年生で最多となる傾向があります。

(4) 中途退学（高等学校）

【中途退学者数】

(単位:人)

課程	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28
全日制	396	314	285	242	225	▲17
定時制	164	221	208	210	158	▲52
通信制	91	109	60	72	151	79
計	651	644	553	524	534	10

【全国【国公私立】及び三重県【公立】の中途退学率】

(単位: %)

課程		H28	H29	H29-H28
全日制	三重県【公立】	0.7	0.6	▲ 0.1
	全国【国公私立】	0.9	0.9	0.0
定時制	三重県【公立】	11.4	9.1	▲ 2.3
	全国【国公私立】	9.5	9.4	▲ 0.1
通信制	三重県【公立】	3.2	6.8	3.6
	全国【国公私立】	5.5	4.9	▲ 0.6
合計	三重県【公立】	1.3	1.3	0.0
	全国【国公私立】	1.4	1.3	▲ 0.1

- 全国における高等学校の中途退学率を課程別に見ると、全日制で前年度と同数となっていますが、通信制と定時制で前年度を下回っています。
- 本県の中途退学率は、全国と比較すると全日制と定時制は下回り、通信制は上回っています。
- 本県の中途退学の主な要因は、学校生活・学業不適応や進路変更によるものです。

II 平成30年度「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び公立学校の取組状況に係る調査」結果（概要）について（三重県教育委員会調査）

1 調査の趣旨

本県では、当該年度前半（4月から9月）におけるいじめの認知件数をはじめ、いじめの問題に関する取組状況を把握し、学校等におけるいじめの防止等の取組が一層適切に推進されるよう、本調査を平成25年度以降、継続して実施しています。

2 調査の概要

(1) 本県における4月から9月末までのいじめの認知件数（校種別）（単位：件）

	H26	H27	H28	H29	H30	H30-H29
小学校	359	533	1,380	1,137	1,516	379
中学校	240	342	513	445	446	1
高等学校	43	45	106	80	126	46
特別支援学校	1	2	4	8	12	4
計	643	922	2,003	1,670	2,100	430

- 前年度の同時期に比べ、小学校 379 件 (33.3%)、中学校 1 件 (0.2%)、高等学校 46 件 (57.5%)、特別支援学校 (50.0%) 増加しました。
- 態様別では、認知件数のうち約 60%が「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっています。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」件数が高等学校で増加しています。

(2) 学校の取組状況

- いじめの積極的な認知や、いじめの定義に基づいた正確な認知について、教職員間での共通理解が図られている学校は、全ての校種で 100% となっています。
- インターネットを通じたいじめを含め、いじめの防止等の重要性について、保護者に対して必要な啓発を行っている学校は、小学校 99.2%、中学校 98.7%、県立学校 100% となっています。
- 平成 29 年度中に情報モラル教育を行った学校は、小学校 96.3%、中学校 98.7%、県立学校 100% となっています。
- 保護者や地域住民等に対して、いじめ防止等の取組について理解と協力を得るよう努めている学校は、全ての校種で 100% となっています。
- 児童生徒が主体的かつ自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行った、または行う予定の学校は、小学校 97.2%、中学校 94.8%、高等学校 88.1%、特別支援学校 77.8% となっています。

(3) 市町教育委員会の取組状況

- 教員を対象としたいじめの問題に関する研修を 20 市町が実施しています。
- いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を 24 市町が行っています。
- すべての市町において学校警察連絡協議会を年に複数回開催しています。

III 今後の対応について

1 暴力行為

生徒指導特別指導員やスクールカウンセラーを活用し、暴力行為に適切かつ迅速に対応します。また、未然防止や再発防止のために、スクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉の関係機関等と連携して対応します。さらに、良好な人間関係を築く力を身につけるための取組を進めます。

2 いじめ

本年度4月に施行した「三重県いじめ防止条例」の趣旨を踏まえ、各学校に対して、児童生徒の主体的な取組を一層推進するとともに、いじめについては、どの子ども、どの学校でも起こりうるという認識のもと、いじめを正確かつ積極的に認知し、いじめを受けている児童生徒への組織的な支援を継続するよう、取り組んでまいります。

また、指導上困難な課題を抱える学校に対しては、指導主事の派遣に加え、弁護士、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣等による重点的な支援を行います。

3 不登校

新たな不登校を生まない取組として、小中学校が連携しながら、子どもが主体となった授業や行事を実施し、仲間づくり、居場所づくりに取り組みます。さらに、スクールカウンセラーを効果的に活用した教育相談や、スクールソーシャルワーカーを活用して、教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援を行います。